

原議保存期間	3年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
 警 視 庁 生 活 安 全 部 長
 各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
 各 方 面 本 部 長
 各管区警察局広域調整担当部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 科学警察研究所総務部長

警察庁 丁刑企発第69号、丁生企発第642号
 丁少発第254号、丁捜一発第121号
 平成27年10月28日
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局捜査第一課長

児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、事案に応じて検察や児童相談所との間で必要な連携を図っているところである。

その際、児童からの事情聴取については、関係機関がそれぞれ必要に応じて実施しているところ、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には、児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示の影響を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じるといった指摘もある。

こうした指摘も踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資する聴取方法を検討するため、下記により、検察及び児童相談所との間の連携を更に強化することとするので、早期の情報共有、聴取方法についての検討・協議など所要の取組を推進されたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されたので申し添える。

記

1 児童相談所から通報を受ける場合の対応

(1) 通報窓口の設定

児童相談所において、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例その他児童からの聴取方法等について協議を要すると判断した事案について、警察に対する通報がなされることとなる。

そこで、こうした通報を受理する担当窓口を予め設定の上、検察及び児童相談所の担当窓口に通知しておくこと。

(2) 部門間の情報共有

児童相談所から関係機関の連携を目的として児童を被害者等とする事案について通報を受けた場合には、個別の事案の内容に応じて部門間での情報共有を行う。

(3) 検討・協議

事案の内容に応じ、事件捜査を行う部門（刑事、生活安全又は双方）の捜査員が検察及び児童相談所と聴取方法を検討・協議する。

なお、早期に捜査を進展させる必要がある場合等においては、検察への連絡及び聴取方法の協議・検討よりも児童からの聴取も含めた所要の捜査を優先させる場合も想定される。

2 警察から通報する場合の対応

警察において児童を被害者等とする事案を認知した場合には、刑事事件としての立件が見込まれ、かつ要保護児童として児童相談所の関与が必要と認められるものについて、検察及び児童相談所へ連絡をし、1に準じて聴取方法の検討・協議を行う。

3 留意事項

聴取方法の検討・協議をスムーズに行えるよう、他機関を交えて平素より勉強会を開催するなどして認識の共有を図ること。

また、警察において児童から聴取する場合も想定されることから、聴取者の技能向上を図るための効果的な教養等の実施に努められたい。

なお、警察本部において当該連携に係る個別具体の事件の対応状況を把握し、警察庁に対して必要な報告をすること。報告要領については別途連絡する。

原議保存期間 10年
(平成38年3月31日まで)

最高検刑第103号
平成27年10月28日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 八木宏幸
(公印省略)

警察及び児童相談所との更なる連携強化について (通知)

児童が被害者である事件や、児童が目撃者等の参考人である事件においては、検察官のほか、警察官や児童相談所の職員が、児童から、それぞれの立場で必要な聴取を行うなどしているものと承知していますが、児童の負担を軽減するとの観点からすると、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘もあります。

このような指摘を踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化が必要であると考えられることから、下記の取組を行うこととしたので、遺漏なく対応していただくようお願いします。

なお、本件については、法務省刑事局、警察庁、厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので申し添えます。

記

1 相談窓口の設置

各地方検察庁においては、児童が被害者又は参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から、警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行う。

2 早期の情報共有及びそれを踏まえた対応

児童が被害者又は参考人である事件については、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第 (送致又は刑事立件前の段階を含む)、速やかに警察及び児童相談所の担当者と協議し、検察・警察・児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する。

雇児総発1028第1号
平成27年10月28日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた
警察・検察との更なる連携強化について

児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくすることが必要である。

また、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置を講ずるに当たり、子どもに対する面接について、暗示や誘導等を排除した適正な技法により行うことで、当該措置の根拠となる情報を得ることが必要である。

このため、これまでも「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、性的虐待への対応として、「被害事実確認面接」の技法について紹介してきたところである。

今般、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察（以下「3機関」という。）が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者1名による面接（以下「協同面接」という。）の実施を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施することについて、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、

最高検察庁刑事部長から「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付最高検刑第 103 号）が各地方検察庁次席検事へ、警察庁から「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」（平成 27 年 10 月 28 日付警察庁丁刑企発第 69 号ほか）が各都道府県警察等へ、別添のとおり発出されたことを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 趣旨

子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定

児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

（1）児童相談所において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

（2）警察・検察において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議

児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

また、警察又は検察からも、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例について、児童相談所及び警察又は検察の担当者に情報提供が行われることとされている。

このように情報提供が行われた事例については、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議する。

5. 協同面接

3機関による協議の結果、協同面接を行うこととした場合は、(1)及び(2)に留意しつつ、適切な方法で協同面接を行う。

(1) 協同面接の実施場所

3機関を代表して面接する者以外の者が、モニター画面又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができるなど、協同面接を適切に実施することができる環境が整った実施場所について、あらかじめ3機関が選定しておき、協同面接の実施に際し、適宜適当な場所を選択する。

(2) 協同面接の手法

児童相談所においては、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」(平成23年3月)の被害事実確認面接の手法を参考にして、協同面接を実施する。

6. 厚生労働省への報告

都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、別に定めるところにより、3機関間で情報提供が行われ、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を協議した事例について、その協議結果に基づく取組の実施状況を厚生労働省に報告する。

7. その他

本取組については、状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直すこととする。